

○国土交通省告示第九百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道12号改築工事（美唄拡幅・北海道美唄市字チャシュナイ地内から同市字茶志内地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道美唄市字チャシュナイ及び字茶志内地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道美唄市字チャシュナイ地内から同市字茶志内地内までの延長2.8kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道12号改築工事（美唄拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道12号（以下「本路線」という。）は、北海道の中心都市である札幌市を起点とし、岩見沢市、美唄市等を経由して旭川市に至る延長145.1kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、農産物の物流等の通過交通と地域住民の日常生活による域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多く、本件区間の前後区間が既に4車線化されているにもかかわらず、2車線の道路であることから朝夕の通勤、通学の時間帯を中心に慢性的な交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、本件区間に隣接する4車線区間である美唄市癸己町地内の本路線の自動車交通量は14,529台/日であり、これを踏まえて起業者が2車線区間である現道の混雑度を算出したところ、混雑度は1.60となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、現道の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、平成20年3月及び平成21年5月に、同法等に準じて任意で環境影響評価を実施したところ、大気質及び振動については環境基準等を満足し、騒音については一部環境基準を超える値がみられるものの、低騒音舗装の施工を行うことにより環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第241号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格

に適合していると認められる。

また、本件事業は、昭和27年7月3日に都市計画決定され、昭和32年4月23日、昭和47年5月13日、昭和48年11月21日、昭和55年2月9日及び平成16年10月1日に変更決定された都市計画と、一部区間の幅員、のり面及び交差点の隅切りを除き、事業計画の基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、岩見沢市長を会長とし、本路線周辺の自治体の長からなる北海道空知地方総合開発期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。